

これまでの合同会合における意見の整理

これまでの合同会合における意見を、合同会合の検討課題及び検討スケジュール（第1回合同会合資料4）に即して整理した。【】は意見に対応する事項を審議予定の合同会合を示す。なお、下線部は前回の合同会合における意見。

I. 化学物質排出把握管理促進法全般

【各回共通】

- ・法律により企業行動や自治体がどのくらい変わったか、総括が必要。
- ・事故やM S D S の扱いなど、他の法律でカバーする範囲の情報を示して欲しい。
- ・日本の事故時対応については、消防法等の他法令規定で対応しているようだが、それで充分なのか。例えば、米国T R I では、法律の目的は異なるが、事故時を考慮した制度となっている。
- ・化管法に対して過剰な役割期待があるようなので、本来的な法の特性、性格、限界を説明すべき。
- ・そもそも化管法は事業者が技術的・経済的に最も合理的な手段を選択し、自主努力により化学物質の環境リスクを低減させることを目的とする法律であり、届出に関する規制はあるものの、排出に関する規制ではないという基本的な性格に留意すべき。
- ・化学物質のリスクや制度に関して、全体の考え方を整理する必要がある。
- ・米国T R I と同様、化管法についても情報公開法とし、国民の知る権利を定義するよう、目的の変更を検討すべき。
- ・そもそも法目的である自主管理促進のためには、中小規模を含めたより多くの事業者に参加してもらうことが重要であり、柔軟な対応が可能な制度とすべき。

II. PRTR制度の課題と今後の方向性について

1) 全般的な事項

【第2回】【第3回】

- ・P R T R 制度そのものが一般の国民に理解・周知されていない。
- ・企業に海外進出に伴い有害物質の排出も移転するのでトータルな把握が必要。
- ・制度によりリスクが小さくなることを評価するシステムが必要。

2) PRTRデータの活用策について

【第2回】

- ・点源のデータについては自主管理促進の面からアクセスしやすくする必要があり、非点源のデータについては行政・企業・N G Oでの利用を考える必要あり。
- ・行政や事業者においてはP R T R データが十分活用されているものの、一般市民が活用するには不十分と感じる。どのような物質が、なぜ問題となっているのか等、一般市民が理解でき、関心を持てるような情報提供が必要。
- ・経済産業省・環境省が別々にリスク評価を実施していることについては、可能であれば合同で実施することも検討すべき。リスク評価のデータについては、

国として一元化して欲しい。

- ・リスク評価を両省共同で実施することについては、その目的等を踏まえると必ずしも合同で実施できない場合もある。リスク評価を行う人材育成における課題も含めて今後検討が必要と考える。
- ・P R T R データと市民の結びつきが見えにくい。事業者による自主的な削減努力がきちんと評価されるような情報提供の在り方を検討すべきである。
- ・P R T R データの集計結果等、各種ホームページへのアクセス数等から市民への情報提供の状況を評価すべきではないか。
- ・リスク評価が難解であることが、一般市民の関心が低い理由の一つである。「排出量」と「濃度」を公開すれば一般市民がリスクを評価できるという訳ではなく、具体的にどの物質がどの程度の濃度で問題になるのか等、一般市民に分かりやすい情報を提供すべきである。

3) PRTRデータの提供方法について

【第2回】

- ・法律対象外事業者の自主的なデータ公表を国の制度の中で行う柔軟性が必要。
- ・PRTR 排出量が健康や生態系にどのような影響を与え、取組がリスクの削減にどの程度役立つかについても情報提供や啓発が必要。
- ・総排出量の議論をするのではなく、大気・水・土壤などの媒体別と業種との相関関係が分かるデータの提供など、国民の理解を促進するための情報提供が必要。
- ・実際に開示請求を行っているのはどのような人たちか。また、開示請求件数は年々減少しているが、制度上の問題があるのか。
- ・「グリーン購入」等の自治体が実施している環境配慮やリスク削減に係る取り組みを明確にして、住民が安心感を持てるような情報提供が必要。
- ・現在の開示データでは、一般市民はなかなか知りたい情報にたどり着けないのが現状。国が開発した検索システムがセットとなり利便性は向上したもの、国・事業者・N G O 等が連携して、一般市民の関心を高めていく努力が必要。
- ・現行の開示請求制度でも、事実上は個別データの一括公表と変わらないという印象はあるが、一律公表によって、更にデータ活用の機会が増えると考える。
- ・N G O でも個別データを公表しているが、データ整備等に時間を取られている。国が公表してくれれば、N G O は違う活動に注力出来るので、国による公表制度として欲しい。
- ・化管法の目的であるリスクの削減を進めるためには、有害性を加味した排出削減量など、P R T R データとハザード情報とを組み合わせた情報提供も必要ではないか。

<座長の整理>

- ・個別事業所データを一律公表する方針について、了解が得られた。

4) 地方公共団体の役割について

【第2回】

- ・自治体への立入権限付与等の意見があるが、未届出事業者の追求を目的とするのであれば、自治体では人員削減が進んでおり、成果は期待できない。個別データを公表し、常に地域住民から見られている環境を整えることによって、事業者の自主的取り組みを促進させが必要。
 - ・P R T R 経由事務を行う自治体は、他法令で立入権限を有している政令指定都市等などと整合化すべき。
 - ・未届出事業者対策やデータの精度向上はP R T R 制度の大きな課題である。自治体においても積極的に取り組んでいただきたい。
- ＜座長の整理＞
- ・地方公共団体の役割については、経由事務を行う自治体を拡大すべきとの提案があったが、それ以外には特段の積極的な意見なかったものと整理したい。

5)届出事項について

【第3回】

- ・新たな届出項目を要求するのであれば、情報をどのように使うかを考えることが必要。
- ・届出事項の拡充を検討してほしい。東京都では条例によって、100kg 以上取扱事業者に対して「使用量」等の報告を義務づけており、業種毎の使用量に対する排出量の割合（排出率）等を把握したデータ解析が可能である。これらのデータは、事業者にとっても排出削減努力の指標のひとつになると考えられる。
- ・化学業界では溶剤回収等のリサイクルも多いことから、「取扱量」の扱いは慎重にすべきと考える。
- ・事業者の削減努力の把握のために使用量・取扱量・製造量等を扱うのであれば、それらの定義を明確にした上で、情報提供の可否についての慎重な議論が必要。
- ・削減対策が十分かどうかはリスク評価で判断すべきである。リスク評価に必要な情報は排出量であって、原単位で評価することはできないことから、安易に取扱量を届出事項に追加するべきではない。
- ・排出原単位のみで企業の取組を評価することはできないが、排出量データとセットで評価に用いることができる。
- ・取扱量を提出させることにより、物質収支のチェック、排出量データのチェックができる。
- ・事業者において取扱量は把握しているが、法目的は環境影響の未然防止にあり、排出量そのものをいかに削減するかにかかっている。従って、届出事項は現在の排出量・移動量で十分であり、また、取扱量には企業秘密の問題もある。
- ・取扱量については、届出はさせるが開示はしないということも考えられる。少なくとも行政は取扱量を把握しておくべき。
- ・住民の関心は事故時の対応にある。P R T R 制度への関連データの取り込みについて議論が必要。
- ・事故対応では貯蔵量の届出という議論になるが、すでに消防法等で届出はなされている。
- ・米国の制度では、保管量は事故時を想定して届出事項としており、P R T R と

は別の制度で考えるべきではないか。

- ・取扱量や貯蔵量等については、自治体レベルで地域のニーズに応じて対応すればよい。
- ・リスク評価の観点からは、下水道、廃棄物に移動した後が追えないことが問題。放流先下水道名、廃棄物処理方法を届出項目に追加することを検討してはどうか。
- ・リサイクル促進のため、廃棄物としての移動量からリサイクルに回される分を除くべき。

6)未届出事業者への指導対策について

【第3回】

- ・化管法は自主的取組を促進する法律であり、それを担保する仕組みとして情報（排出量）の届出があるのだから、未届けには厳格に対処すべき。
- ・未届け事業者には、過料の適用を検討すべき。
- ・20万円という過料の額は少なすぎるのではないか。
- ・現状の未届出事業者は中小事業者が多いと考えられ、リスク評価上あまり重要なことはない。完璧を求めて未届けの解消にコストをかけすぎるべきではない。
- ・未届出事業者はどのような事業者が多いのかを分析して、対応を検討すべき。
- ・自治体が各種台帳を使って届出状況をチェックしているのはよいこと。このような情報を共有できるシステムが大切。
- ・個別の届出情報を公表することにより、未届出事業者へのチェック機能が働くという効果もある。
- ・サプライチェーンの中で、中小企業も ISO14000 シリーズに基づく監査を受けるようになってきており、未届出事業者を淘汰する役割を果たしているではないか。

7)対象物質と対象事業者の要件について

【第3回】

- ・代替の促進という観点から、有害性の低い物質を対象にしない考慮が必要。
- ・データ活用の面からの大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの法令とのリンクが薄い。PTRにおいて大気の揮発性有機化合物(VOC)や水質の有機体炭素(TOC)などを包括的にとらえられないか。
- ・物質選定に当たり、リスクを考えるためには、毒性・安全性の強さの概念を取り入れる必要がある。
- ・リスクがはっきりしないものを対象とするのが法の当初の趣旨。
- ・過去5年間継続して届出や排出がない物質については、安易に対象から外すではなく、物質代替などの理由を分析した上で、行うことが必要。
- ・届出がなくても届出外の排出があり、推計を行うべき物質もある。このような物質をどう扱うのか、検討が必要。
- ・失効農薬もある一方、新たな農薬も出てきている。その面での見直しも必要。
- ・対象物質の検討に当たっては、代替物質についても把握が必要。

- ・有害性についての国内外の情報もアップデートされており、こうした情報を考慮に入れるべき。
- ・国によるGHS分類結果についても、PTR対象物質選定の時と作業手法が違うのでそのまま用いることはできないかも知れないが、違いを把握した上で考慮に入れるべき。
- ・ばく露関係のデータについては、現行の指定物質についてチェックするだけでなく、新たな対象物質の追加という観点からも行うべき。
- ・物質の追加については、コストパフォーマンスを考慮すべき。
- ・化学物質のリスク管理の分野でも国際整合が求められており、対象物質の見直しにおいても国際整合について考慮すべき。
- ・特定第一種指定化学物質については、発がん性だけでなく、変異原性及び生殖毒性も考慮すべき。
- ・建設業については、大防法のVOC規制で排出削減が進められており、また、農業については農薬使用は農薬取締法で規制されている。非対象業種を追加するかどうかは他法令による規制、取組等を踏まえて検討すべき。他の法規制の対象になっており、かつ、十分な規制が講じられている業種は対象としなくてもよいのではないか。届出対象に加えるのではなくても、自主管理を促進する手法はあり得る。
- ・建設業、農業、漁業等についても、化学物質管理の意識を高めるためには、PTR制度の対象にすることが望ましく、業種にかかわらず、一定規模以上の事業者を対象にすることを検討すべき。ただし、対象にすることの技術的な問題（困難さ）も踏まえなければならない。
- ・医療業については、現行制度では大学病院であれば高等教育機関として、届出の対象になることを勘案して、一定規模以上の医療施設は対象にすべきではないか。
- ・従業員21人未満で年間取扱量1トン以上の事業者の多くは燃料小売業である。当該業種ではベーパーリターンを義務付けている自治体もあり、これを設置してしまえば自主管理においてこれ以上の排出削減効果があるかどうかは疑問であることから、従業員数21人以上を含めて業種の見直しが必要ではないか。
- ・従業員数21人という要件は外してもよいのではないか。
- ・推計を含めた総排出量のうちすそ切り未満事業者からの排出量は1割程度に過ぎないこと、及び、従業員規模要件を外すとコストが大幅に増大することを勘案すると、今以上に届出範囲を拡大する必要はなく、現行のままでよい。
- ・業務をアウトソーシングした場合に対象事業者から外れることがないよう配慮が必要。
- ・取扱量要件（1トン又は500kg）以下の企業からの排出もあるので、仕切りについて審議が必要。
- ・東京都条例のデータでは1トン未満の割合は7%程度に過ぎず、現行の取扱量要件1トン以上は妥当である。

8) 排出量把握手法及び届出外排出量の推計手法について

【第3回】

- ・非点源データの充実とリスク管理へのつなげ方の議論が必要。
- ・P R T R データ精度を上げていくため、事業者側と行政側とで経験を共有し合うことが必要。
- ・データの精度は自主的取組の在り方や過料適用など法律の根幹に関わる問題であり、高める努力が必要。
- ・データ精度には、制度上、技術的、コスト負担的制約があることを踏まえ、検証に工夫が必要。
- ・平成 15 年度の届出要件の変更（年間取扱量 5 トンから 1 トンに引き下げ）に伴い、届出事業所数は増加しているが、排出量はほとんど変化していない。一方、同年度の届出外排出量は大きく変動しているが、これらは関連があるのか。

III. 化学物質の自主管理に関する課題と今後の方向性について

【第4回】

1) 全般的な事項

- ・環境報告書が C S R 報告書となり、環境部分が減っている。ホームページでも欲しい情報が上手く入手できない。

2) 自主的な化学物質管理の在り方について

- ・自主的取組制度の国際的なハーモナイズが必要。
- ・自主的管理の言葉の定義が重要。どこまでレッセフェール（自由奔放）とし、どこまで第三者の評価や介入を行うかの整理が必要。
- ・法律指定外の企業・業種においても自主的取組を促す柔軟性が必要。
- ・国や自治体からの一方的な強制ではなく、事業者が自主的にリスク削減に取り組むことが重要。
- ・代替物質への転換が排出削減の一つの方法であることも示すべきではないか。
- ・例えば市町村レベルなど、公表するデータの単位が小さい方がリスクコミュニケーションにもつながりやすい。事業者はインセンティブがあれば自主的に削減努力を行うのであるから、行政は成功事例の提示などの支援に注力すべき。

3) 事業者によるリスクの把握について

- ・事業者にとってリスクの把握と低減は、その方法が分からぬことがハードルである。化管法にリスク把握の方法を指針として書き込むことも要検討。

4) より安全な物質への代替について

- ・法律による物質指定により指定外の物質への移動が起こる。P R T R 物質指定の有効性の裏打ち及び代替物質の把握が必要。

5) 化学物質の自主管理に関する地方公共団体の役割について

6)リスクコミュニケーション及び人材育成に関する課題と今後の方向性について

- ・リスクコミュニケーションにおける地域住民の最大関心事項は事故であり、急性毒性物質も対象に加えるべき。
- ・リスク評価を実施し、リスクについて分かりやすい情報提供を行うことにより、事業者と地域住民とのリスクコミュニケーションが促進されるのではないか。

IV. MSDS制度の課題と今後の方向性について

【第5回】

1)全般的事項

- ・MSDSについて企業の活用状況や効果が見えにくい。

2)情報伝達のあり方について

- ・商品に含まれている化学物質の情報を、海外を含む消費者に伝えるべき。家庭からの化学物質の排出を使う側が分かっていないのは表示の問題。
- ・MSDSの記載が不備のため企業の排出削減努力が見えにくくなる例があり、現行ルールの徹底が必要。
- ・REACHやGHSでは社会全体がハザード情報をどのように活用するのかという点がポイントになっている一方、PRT制度に関するこの場での議論は「措置」をどうするかに偏重しており、「危険有害性」などの情報を正しく地域住民等に伝える仕組みが不十分である。
- ・例えは水に排出されている物質について、水生生物への有害性が空欄となっているなどの事例あり。記載の充実が必要。
- ・MSDSだけでは情報伝達には不十分。ラベルによる情報伝達を導入すべき。
- ・GHSでは、対象とする全ての危険有害性についての情報伝達を定めており、対象物質の選定とは区別した対応が必要。

3)国際調和の推進

- ・GHSに適切に対応し、化学物質管理を徹底するため、対象物質の拡大が必要。

V. その他(審議の進め方など)

【各回共通】

- ・新しい言葉には解説を加えて欲しい。「調剤」は分かりにくい。
- ・法律の枠の外と分かっていても市民の関心の観点から発言することもある。
- ・現行の枠組みの中での改善と今後の化学物質管理の適正化のための+αの議論を分けるべき。
- ・会の名前が長い。市民に知ってもらうため10文字程度の略称が必要。
- ・法令間における情報の共有化が必要。また、届出情報・届出先の一元化等により、事業者の事務手続きの簡素化を図るべきである。